



みんなの支えで自殺を防ごう

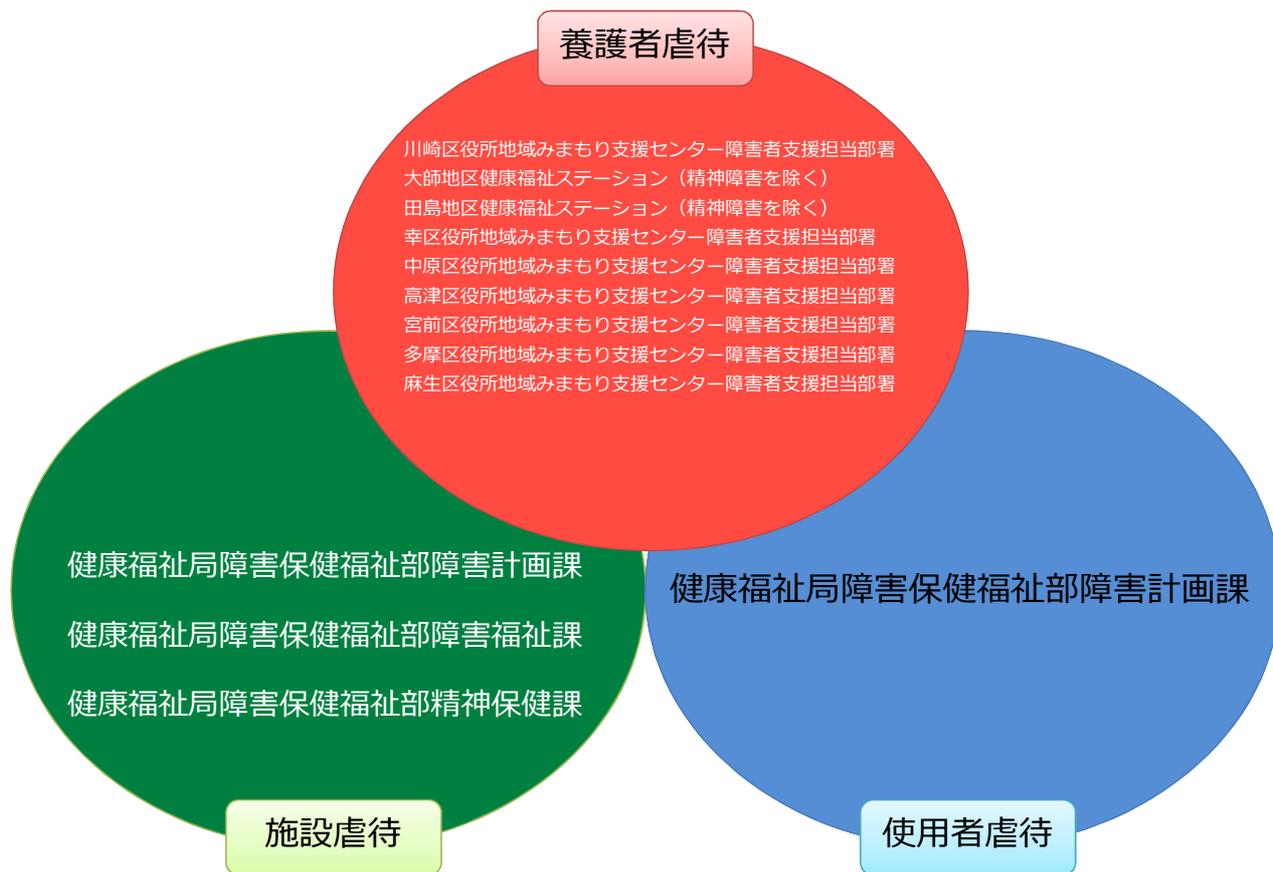
集団指導

障害者虐待防止法への対応について

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市の障害者虐待対応の体制
(市町村虐待防止センター)

■川崎市における障害者虐待の担当所管課



■川崎市における実施内容

【市町村虐待防止センターの運営】

（1）虐待対応スキームの構築・運用（通報受理から支援・終結まで）

養護者による障害者虐待への対応

障害福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

使用者による障害者虐待への対応

（2）障害者虐待防止および養護者支援に関する広報・啓発

- 障害者虐待防止リーフレットの発行
- 障害者虐待対応マニュアルの発行

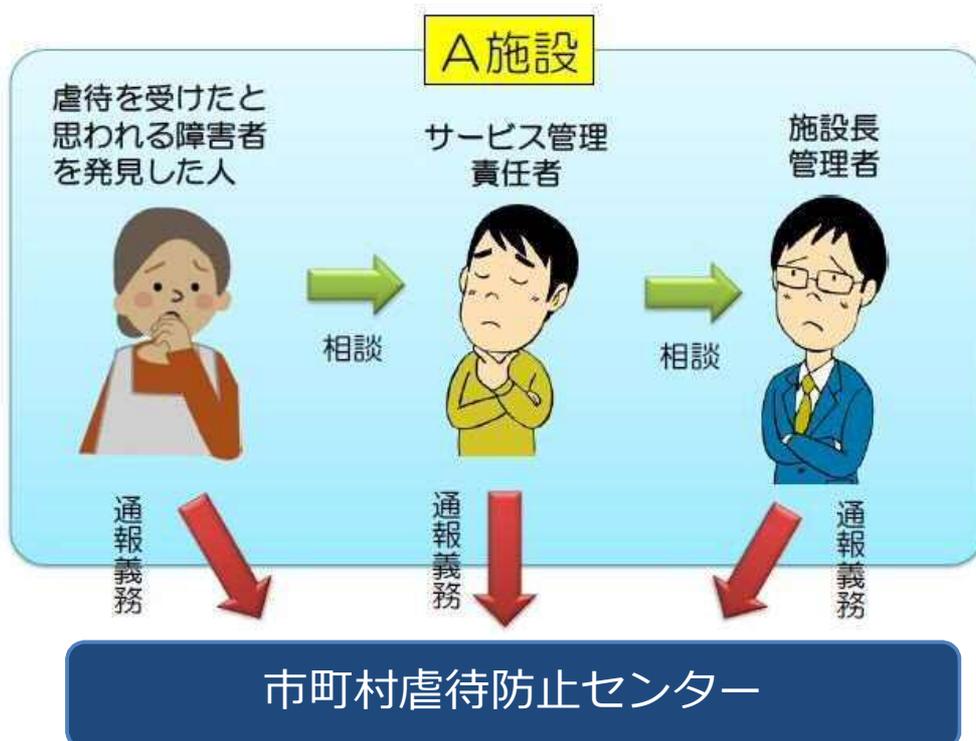
■障害者虐待における加害行為の分類

- ① 身体的虐待 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人など（※）による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者の親族による行為が含まれる）。

※④について、施設であれば他の利用者、企業等であれば他の労働者に該当する。

■虐待の発見と通報等に関する規定

通報義務 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に報告しなければならない



■虐待通報と通報者の保護

(1) 障害者虐待防止法による通報者の保護

- ①刑法の**秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律**の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の**通報を妨げるものと解釈してはならないこと**（第16条第3項）。
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等、**通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱を受けないこと**（第16条第4項）。（通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除く。）

(2) 公益通報者保護法による通報者の保護

労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たす場合）、**通報者に対する保護が規定**されている。

■川崎市障害者虐待通報ダイヤル

障害者の虐待にかかわる通報や届出は

「川崎市障害者虐待通報・受付専用ダイヤル又は専用FAX」

 せん よう じ かん たい 応
専用ダイヤル(24時間対応)

044-200-0193



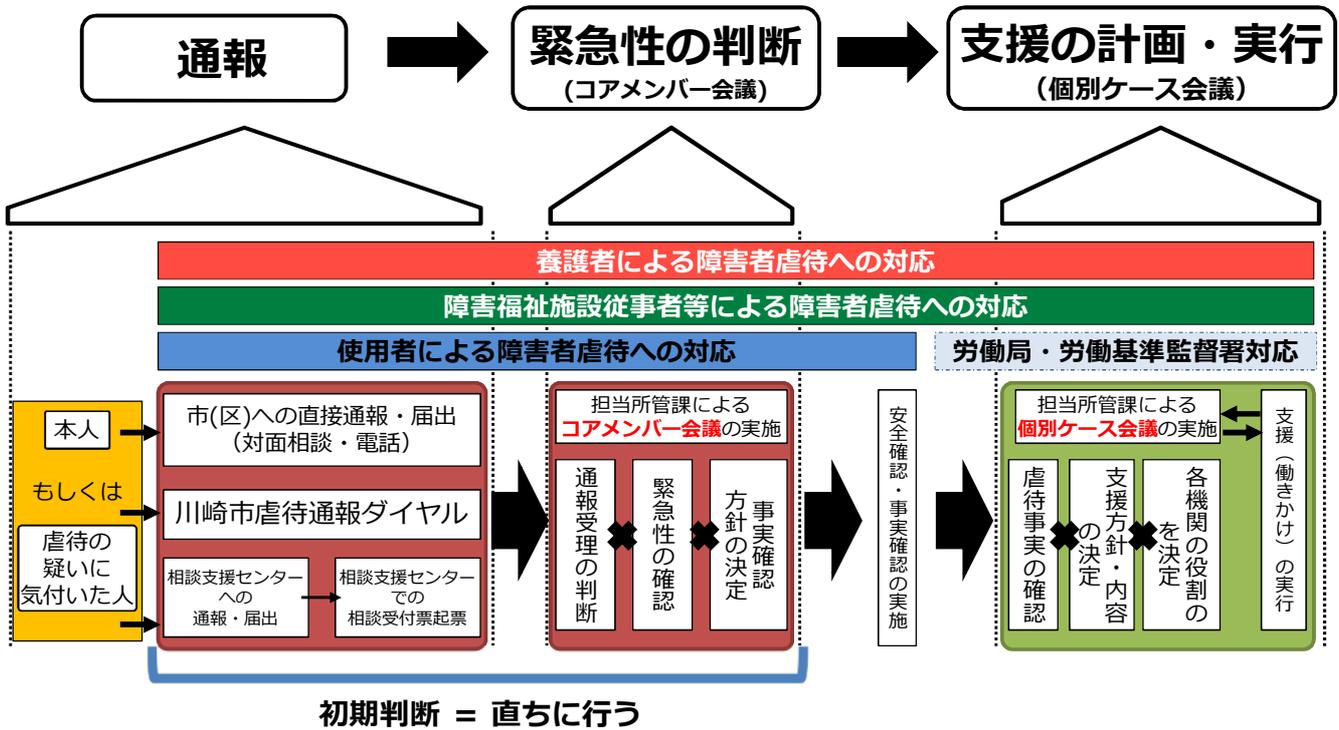
 ちやう かく しやう がい かた
聴覚障害のある方は・・・
せん よう じ かん たい 応
専用FAX(24時間対応)

044-200-3610



■障害者虐待防止等のスキーム

川崎市の市町村虐待防止センターでの対応の流れは以下のとおり



事業所における
虐待防止の取り組みの推進

■障害者虐待防止法と施設従事者

障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

関係者

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ **障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない（第6条第3項）。

障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第15条）

■施設従事者向け虐待対応手続き

障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手続き

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

平成30年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

付録 虐待統計 (全国・神奈川県・川崎市)

■全国虐待通報統計

平成30年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

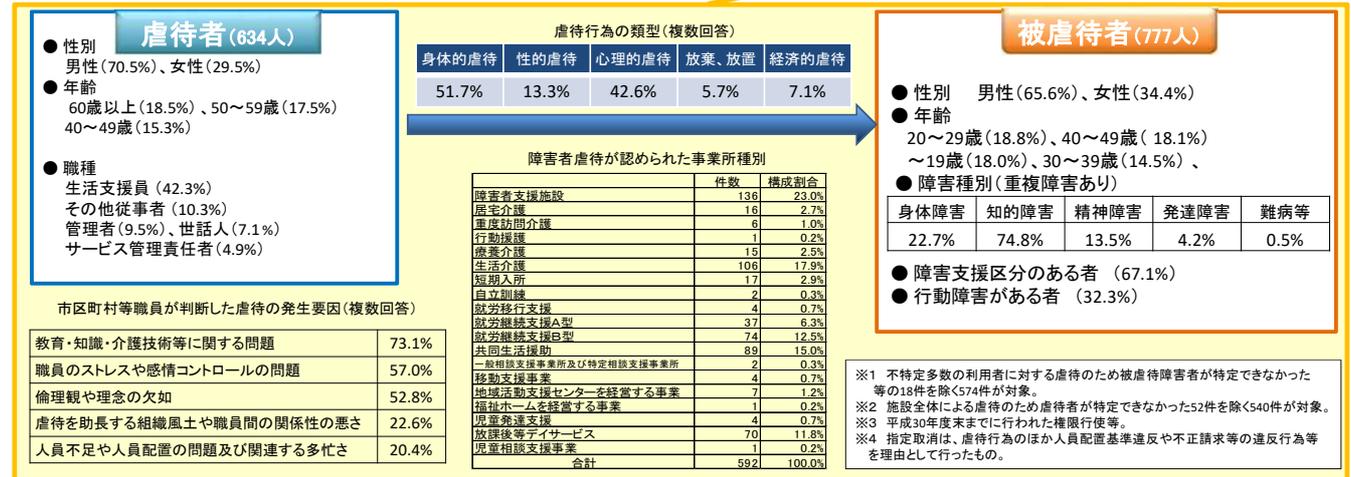
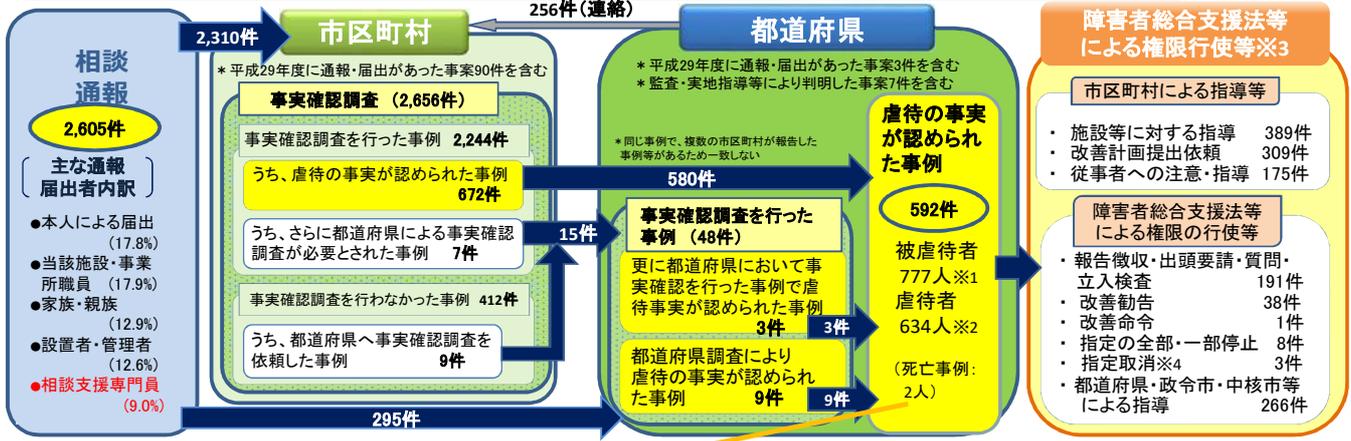
【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	5,331件 (4,649件)	2,605件 (2,374件)	641件 (691件)	虐待判断 件数	541件 (597件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,612件 (1,557件)	592件 (464件)		被虐待者数	900人 (1,308人)
被虐待者数	1,626人 (1,570人)	777人 (666人)			

- ・上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、令和元年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

(厚労省資料抜粋)

平成30年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



神奈川県での虐待通報統計

2 通報・届出・相談件数

市町村や県に寄せられた通報等の件数は、369件 (342件) でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待 175件 (165件)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 121件 (113件)

使用者による障がい者虐待 73件 (64件)

※ 使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受け付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

3 虐待の事実が認められた事例

(1) 件数及び虐待を受けた障がい者の人数

上記2のうち、市町村や県の事実確認により虐待の事実が認められた事例は146件 (141件)、虐待を受けた障がい者の数は、147人 (164人) でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待 100件、101人 (93件、93人)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 25件、25人 (32件、55人)

使用者による障がい者虐待 21件、21人 (16件、16人)

■川崎市内における障害者虐待統計①

障害者虐待種別	平成29年		平成30年	
	通報	認定	通報	認定
養護者による障害者虐待	35	27	26	23
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	24	2	21	6
使用者による障害者虐待	1	-	3	3
合計	60	29	50	32

■川崎市内における障害者虐待統計②

<相談・通報・届出の内訳（平成30年度）>



養護者虐待		
本人による届出	身体障害	1
	知的障害	0
	精神障害（発達障害を除く）	1
	発達障害	0
	難病・その他	0
	不明（匿名含む）	0
家族・親族		2
近隣住民・知人		0
民生委員		0
医療機関関係者		2
教職員		0
相談支援専門員		5
施設・事業所の職員		9
虐待者自身		0
警察		1
当該市区町村行政職員		0
介護保険法に基づく居宅サービス事業者等		3
成年後見人等		0
その他		2
合計		26

施設虐待	
本人による届出	2
家族・親族	3
近隣住民・知人	0
民生委員	0
医療機関関係者	1
教職員	0
相談支援専門員	2
他の施設・事業所の職員	1
当該施設・事業所職員	4
当該施設・事業所元職員	2
当該施設・事業所設置者・管理者	3
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	0
警察	0
当該市町村行政職員	0
介護保険法に基づく居宅サービス事業者等	0
運営適正化委員会（社会福祉法第83条）	0
成年後見人等	1
他自治体職員	0
その他	2
合計	21

■川崎市障害者虐待通報ダイヤル

障害者の虐待にかかわる通報や届出は

「川崎市障害者虐待通報・受付専用ダイヤル又は専用FAX」

☎ 専用ダイヤル(24時間対応)

044-200-0193



📠 聴覚障害のある方は・・・
専用FAX(24時間対応)

044-200-3610



	虐待通報	虐待以外の相談等	間違い等	総件数	うちFAX件数
H29年度	37	88	16	141	0
H30年度	55	95	13	163	10

障害者差別解消法について

■障害者差別解消法とは

法の趣旨

国や公共団体などの「行政機関」と「民間事業者」に対し、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。

合理的配慮の提供

障害のある方から、配慮をしてほしいという意思表示があった場合に、負担とならない範囲で、その配慮を行わなければなりません。
※合理的配慮の方法は一つではなく、お互いの話し合いにより、柔軟に対応することが重要です。

■障害者差別解消法とは

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

不当な差別的取扱いの具体例

- ・ 障害を理由に受付の対応を拒否する。
- ・ 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

合理的配慮の具体例

- ・ 障害特性に応じて、座席を決める。
- ・ 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

計画相談支援の拡充

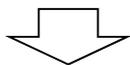
～指定特定相談支援事業所～
～指定障害児相談支援事業所～

川崎市 健康福祉局 障害計画課

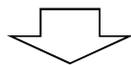
1

計画相談支援の拡充

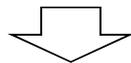
平成27年4月以降、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を必ず作成する必要がある。



指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所、相談支援専門員が不足。



指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所、相談支援専門員の拡充が喫緊の課題。



指定特定相談支援事業所等の開設および相談支援専門員の拡充について、御検討ください

2

2

相談支援の意義

障害者の地域での生活を可能にするために、
あらゆる障害者からの相談を受け止め、
障害者の立場に立って生活を支え続けることのできる活動の総体

(平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「相談支援ガイドライン」 日本相談支援専門員協会)

障害者の相談支援は、個別支援と地域づくりを両輪とし、ソーシャルワークとして展開してきた。本来的には、相談支援専門員はソーシャルワーカーであり、基本相談を核とした個別支援と地域づくりの両輪で業務を行っていくことが求められる。

(平成25年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「相談支援に係る業務実態調査報告書」日本相談支援専門員協会)

3

求められる相談支援専門員像(神奈川県)

利用者の夢や希望、葛藤を含めて、
一緒に考えていくかかわりの中で
利用者との信頼関係を築き、
地域で安心して生活が送れるよう、
利用者を中心とした支援を行い、
地域を基盤としたソーシャルワーカーとして、
ネットワークや地域づくりの働きかけができる人材

利用者が主人公
(本人主体)

個別支援と地域支援

地域を基盤とした
ソーシャルワーカー

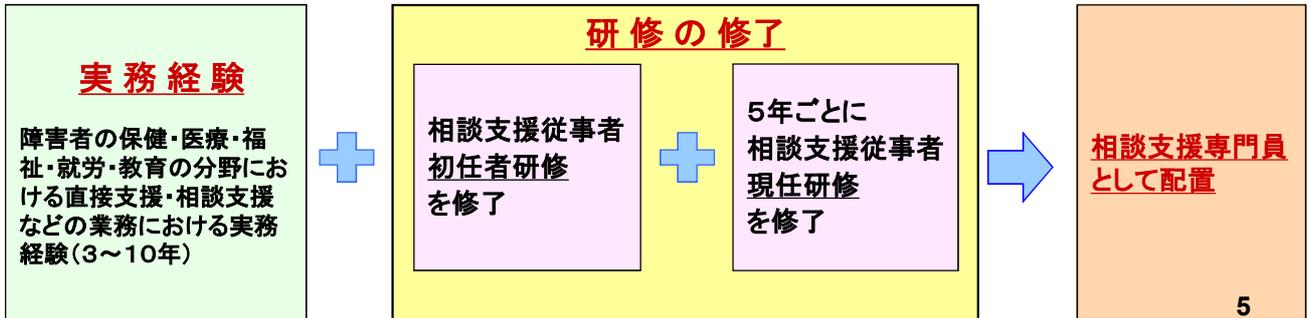
4

相談支援専門員の業務内容と要件

相談支援専門員の業務内容

- 基本相談支援
 - ・障害者・障害児等への相談支援
- 計画相談支援
 - ・サービス利用支援(サービス等利用計画)
 - ・継続サービス利用支援(モニタリング)

【相談支援専門員の要件】



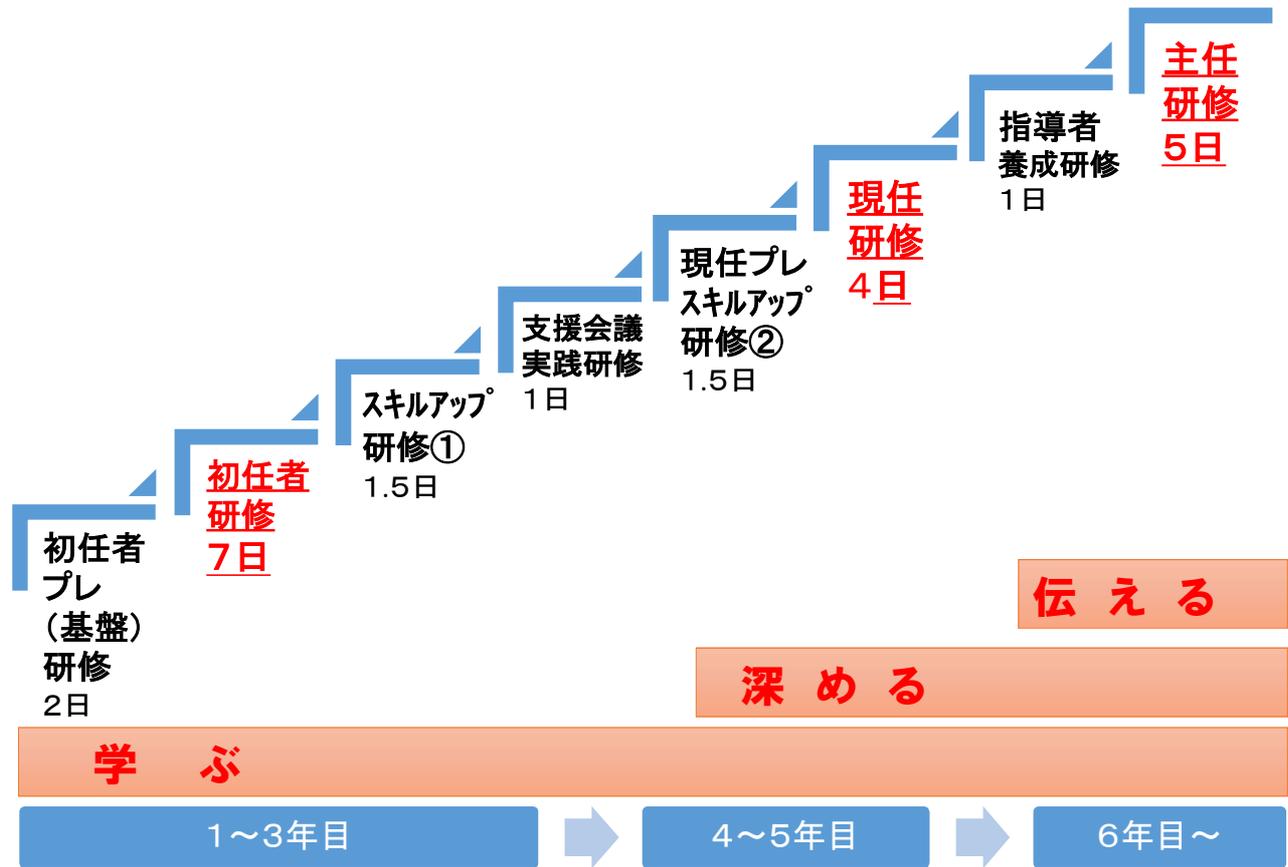
相談支援専門員の実務経験

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上	

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

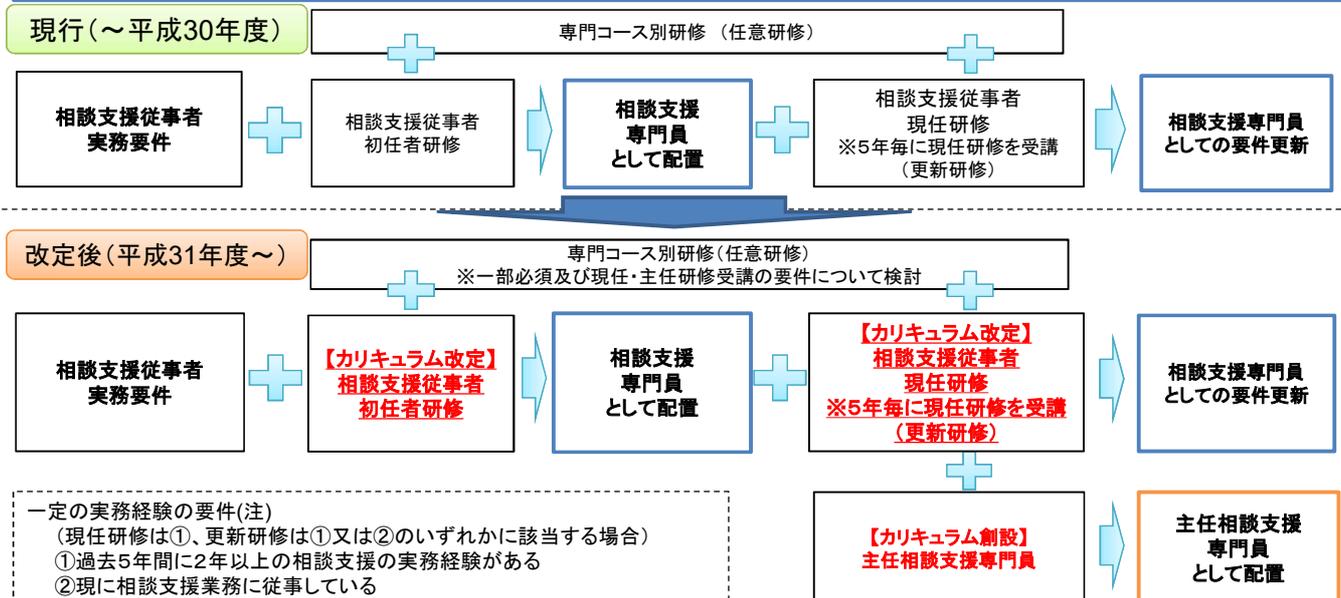
※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

川崎市相談支援従事者研修体系イメージ図



相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長年に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



計画相談支援の拡充に向けた取組

計画相談支援を実施する上での主な課題として、

○報酬が低く採算が取れない

○業務実施に必要な情報が十分に得られない

これらの課題解決に向けて、

① モニタリング実施標準期間の変更

② 指定特定相談支援事業所の拡充に向けた補助金創設 (計画相談支援体制強化事業費補助金)

③ 指定特定相談支援事業所向け手引きの作成

「障害福祉情報サービスかながわ」 → 「書式ライブラリー」 →
「3. 川崎市からのお知らせ」 → 「1. 川崎市からのお知らせ」 →
「計画相談支援の手引きの掲載について (2019/5/13)」

平成30年度制度改正の概要(相談支援)

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価①

- 計画相談支援・障害児相談支援の利用プロセスは下図のとおりとなっているが、
 - ①一律的に標準期間に沿ったモニタリング期間を定めている市町村が多いこと (6ヶ月に1度が5割超)、
 - ②相談支援専門員1人当たりの支援件数に大きなバラツキがあること (担当件数の1月平均は13.5件。50件以上担当している者も存在)、
 - ③事業所の質の評価として特定事業所加算が存在するが、個々の支援に着目した加算は存在しないことが課題となっていることから、これらに着目した見直しを行う。

【利用プロセスのイメージ】



計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価②

③特定事業所加算の拡充

※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算

- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充。
 - ・ より充実した支援体制を要件とした区分を創設。
 - ・ 事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間（3カ年）に限り設ける。

【加算Ⅰ・Ⅱ】
400・500単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 4名以上
- 1名は主任相談支援専門員（加算Ⅰ）
- 1名は現任研修修了者（加算Ⅱ）
- 24時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅲ】
300単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 3名以上
- 1名は現任研修修了者
- 24時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅳ】
150単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 2名以上
- 1名は現任研修修了者
- 24時間連絡体制は不要 等



④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。

- 初回加算（計画相談支援に今回創設） 300単位/月
- 退院・退所加算 200単位/回
 - ・ 退院・退所後の地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を評価
- 居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援のみ） 100単位/月
 - ・ 利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、居宅介護支援事業所等に対し、居宅サービス計画等の作成に協力

- 専門性の高い支援を実施できる体制を整備し、公表している場合に評価。

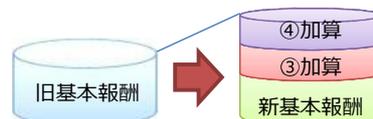
- 行動障害支援体制加算 35単位/月
 - ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置
- 要医療児者支援体制加算 35単位/月
 - ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を配置
- 精神障害者支援体制加算 35単位/月
 - ・ 地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了した相談支援専門員を配置

⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- ①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化

- ※ 障害児相談支援は見直しを行わない
- ※ 新単価の適用には経過措置を実施

・ サービス利用支援費	1,611単位/月	➡	1,458単位/月
・ 継続サービス利用支援費	1,310単位/月		1,207単位/月



計画相談支援体制強化事業費補助金（1）

【目的と概要】

川崎市に所在地を置く、指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所（以下、「相談支援事業所」）が、当事者主体による相談支援に取り組み、

複数の相談支援専門員配置体制を構築し、

計画相談支援の体制強化及び質の向上を図ることを目的とする。

特定事業所加算

- （1） **新たに配置した常勤専従の相談支援専門員1名につき、
交付要件①～⑦をすべて満たした場合、130万円を上限に補助。**
- （2） **本条（1）を満たせなかった場合において、
新たに配置した常勤専従の相談支援専門員1名につき、
交付要件①～③をすべて満たし、なおかつ④～⑦のうち3つを満たした場合、
111万円を上限に補助。**
- （3） 補助回数は（1）または（2）のいずれか1回とし、1名1回限り。
- （4） 1年につき1事業所2名を上限。

計画相談支援体制強化事業費補助金（2）

【交付要件】

- ①平成31年4月1日以降に新たに常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置し、今後も配置を継続する見込であり、常勤専従の相談支援専門員に対する人材確保・定着支援に取り組んでいる。
- ②常勤換算で相談支援専門員を1.5名以上配置している。
- ③本市が実施する所定の相談支援従事者研修について、平成31年4月1日以降に合計3日以上修了。
- ④新たに配置した常勤専従の相談支援専門員は、本市受給者の計画相談支援等を20件以上担当。
- ⑤常勤換算で相談支援専門員を平成31年3月31日と比較し、1名以上増員していること。
- ⑥計画相談支援等を平成31年4月1日以降に、新規（事業所変更を含む）で20件以上担当。
- ⑦相談支援事業所として、計画相談支援等を常勤換算で相談支援専門員1人あたり35件以上担当。

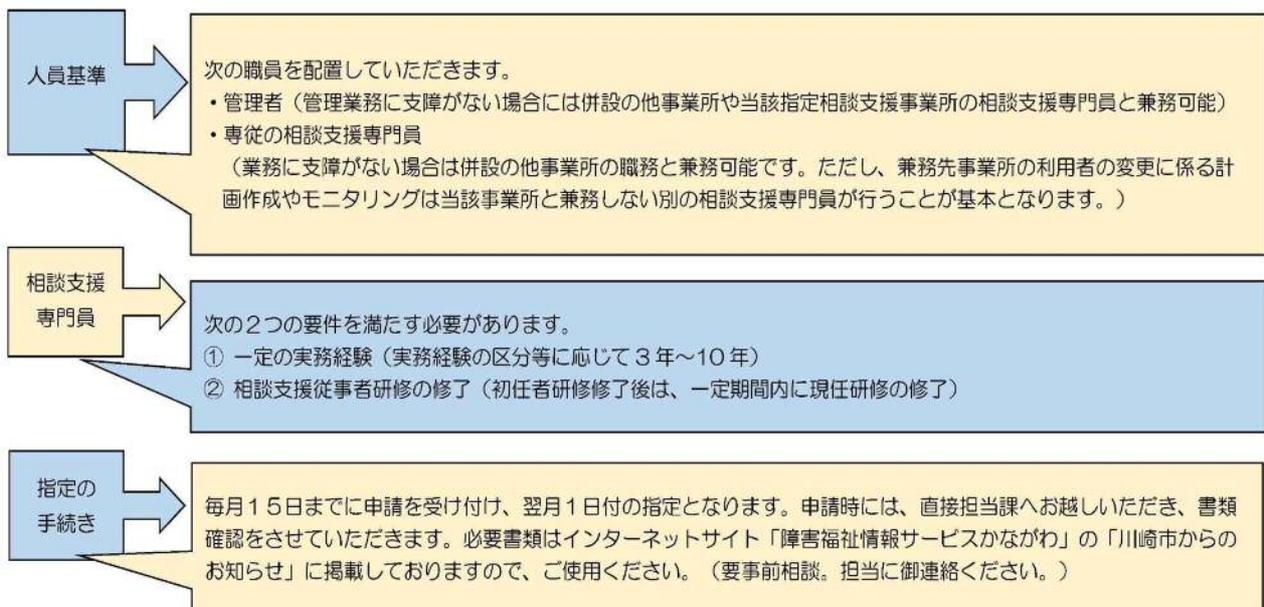
○詳細は、次に掲載

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリー」→

「3. 川崎市からのお知らせ」 → 「1. 川崎市からのお知らせ」

→「令和2年度川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金について(追加募集)」
(2020/9/7)

【指定手続き関係】



【お問い合わせ先】

○相談支援専門員の研修に関すること

川崎市健康福祉局障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871

○相談支援事業所の指定に関すること

川崎市健康福祉局障害計画課事業者指定担当 TEL：044-200-2927